

令和5年第7回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月14日（金）午前9：00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員（13人）

会長	1番	宮永 誠
副会長	2番	義山 太志
	3番	福山 宣太
	4番	田中 秀樹
	5番	稲村 英治
	6番	藤島 正廣
	7番	平山 純一郎
	8番	富本 太地
	9番	樺山 哲博
	10番	實 穰二
	11番	
	12番	基山 美奈子
	13番	重原 明美
	14番	政岡 廣子

推進委員（3名）

1番	琉 将士
2番	
3番	
4番	
5番	徳山 実
6番	重 翔太

4. 欠席委員 11番 森 清弘

欠席推進委員 2番 幸山 真悟、3番 徳 範文、4番 實村 秀樹

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について（13件）

第2 現況証明願いについて（2件）

第3 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について（4件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁
主 事 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和5年第7回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。農繁期、たいへんお忙しい中ご出席ありがとうございます。知り合いの酪農家の方がとてもたいへんな状況だということで、いや、酪農だけじゃないよと。肉用牛も非常に厳しい状況だよという中でですね。やりとりをされていて。文芸春秋というあれを読んでごらんとって。4月号なんです、貰ってですね。読んでいるんですが、東京大学のですね。教授の方がですね。書いているのを読むとですね。日本は非常に、日本の農業が衰退したのは、補助金まみれだから衰退したと。その日本の他の業界の方は言っていると。だけど、そうではないというのはですね。アメリカはですね。例えば、米1俵60キロ、政府が4,000円で売らなさいと農家に通達しているそうです。4,000円で売ったところで赤字なんですね。本当は、生産コストが12,000円、3倍かかるそうです。でもその差額分をですね。アメリカは全部、政府が補填すると。どんな作物も。乳製品も。穀物もですね。そういう手厚い方法というか。政策のもとですね。あのような大きな広大な大地で農業をしている状況だそうですね。はじめてですね。日本も物凄い補助金で政府が出して、我々に農業をさせてるなら、サトウキビもそうだなあというふうに思いましたが、あれを読んでいるとですね。実は、日本はその3分の1くらいしか政府はですね。農業を守ると言いながら、政策はしていないんだなというふうに感じるどころでした。やはり、そういう場が。何て言うんですかね。今、もちろん。今だけじゃないですが、いろんな様々なコロナに始まり、ウクライナ事情に、そして円安。というふうにとりプルダメージということで。資材の高騰が続いておりますが、やはり、これを今、我慢の時期だよと。どこの会に出てもですね。どんな方々の話しの中でも、「今、

我慢の時だよね。」って言いますが、我慢するのも限度があると思うんですね。やはり、私はどうも口ばかりだなというふうに、ちょっと感じたなど。すいません。長々となりましたが、今日の話しでしたいなと思いましたが、したところです。

酪農の話に戻りますが、酪農はですね。酪農政治連盟という全国の組織ですね。実は国会前にデモに行ったりとかですね。自民党の農林部会に行ったりですね。こういう話しの場ですね。もっと補助金を上げてくれと。散々、そういう団体があるものですから。そこでですね。訴えてですね。酪農の方はですね。今、和牛より10倍も20倍も補助金がでて。それでも経営が成り立っていかないという状況だそうです。本当にこれが1年、あと1年続くときっと和牛もそのような状況になっていくのではないかなと非常に懸念しているところでもあります。

ですので、牛だけじゃなくてですね。キビもその交付金。何十年も一緒に交付金。ということでやはりもっとですね。農家が個々に声をあげるのではなくして、町、県、国とやはり纏まって訴えていくことが大事だなというふうに改めて感じました。本当に農家って。日本の農家って。本当に一番、世界でも一番弱い立場にいるんだと非常に痛感しましたので、ぜひ離島で農業をして、一人で声をあげたって何にもなりません、やはり、全部、同じ目的でキビにしても交付金をただ、あげてねとお願いに行くのではなく、やはりいろんなその南西糖業やら県とかいいますが、そういう団体をもっとですね。もっと巻き込んでですね。訴えていくべきではないかなというふうに思っておりますので、ぜひですね。皆様方のまた協力とそういうふうなことが必要だなというふうに思いました。

あと一点ですね。そういうこともありまして、実は2、3ヶ月前からですね。牛の分野で私はしてますので、農協とかだけには頼るのではなくてですね。群島内、大島郡内の農家をですね。集めて新たな団体を立ち上げて、要請を国へできるという大島郡の郡内の農家だけを集めてですね。組織を作ってもらって。知り合いの内地の大規模の農家の方が後押ししてですね。してくれてますので。今、やっているところなんです、そういうふうな団体もまた立ち上げてですね。声を。困ったときにだけじゃなくて、纏まった声をですね。中央に届けられるような団体を作りなさいと言われてるものですから。ぜひ、その時はですね。皆様方にも声掛けをしたいと思っておりますので、ぜひ、ご協力、ご指導を賜ればなと思っておりますのでよろしくお願いします。長くなって申し訳ないですが、早速、会の方に入らせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中13名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中3名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長にお願いいた

します。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただく事にご意義ございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、8番委員、6番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 すいません。説明の前に資料の訂正をお願いします。

議案第3号農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成についてですが、先月の総会で審議いたしました西さんの案件が申請地の近隣住民からの賛成同意が得られずに取り下げとなりましたので、受付番号の方を8号から11号の方へ変更をお願いします。9号を8号。全部、一つずつ下げていただけたらと思います。

それでは、説明の方に入りたいと思います。

今月の農地法3条許可申請は、1議案13件です。

議案第1号について、受付番号39号から受付番号51号、所有権移転に関する件です。

受付番号48号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は喜念在住です。

申請農地は大字喜念の畑で面積は3,073㎡となっています。申請事由といたしましては贈与です。

次に受付番号47号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は目手久在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は2,713㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号41号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人も面縄在住です。

申請農地は大字面縄の畑で面積は2,072㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号42号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は6,716㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号43号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は目手久在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は 1,289 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号49号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 1,443 m²となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号50号については、譲受人は検福在住で、譲渡人は伊仙在住です。申請農地は大字伊仙の畑で面積は 165 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号51号については、譲受人は徳之島町在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字阿権の畑で面積は 366 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号40号については、譲受人は伊仙在住で、譲渡人は福岡県在住です。申請農地は大字木之香の畑で面積は 1,971 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号39号については、譲受人は糸木名在住で、譲渡人も糸木名在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は 3,859 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号44号については、譲受人は小島在住で、譲渡人は千葉県在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は 4,281 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号45号については、譲受人は小島在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は 3,438 m²となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号46号については、譲受人は小島在住で、譲渡人は神奈川県在住です。申請農地は大字小島の畑で面積は 3,106 m²となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

受付番号39号から51号は、別添の調査書にあるとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 おはようございます。農地法第3条許可申請48号について、ご説明いたします。先日、1番委員、2番推進委員と調査いたしました結果、農地法第3条2項

各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。上の分の315ですが、こちらは耕運してバレイショを植え付ける予定ということで。その下の1962-2がもう一個上に一枚もう一つ1962-1と一緒に一枚になっていまして、3反くらいですけれども、こちらの方は先代の方ということでちょっと登記ができないということで今回は1962-2の分だけの申請となります。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

1 番 農地法3条許可申請48号について、ご説明いたします。只今、14番委員のご説明のとおりでございますので皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号48号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号48号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号48号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号47、41、42号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8 番 農地法第3条許可申請について、47号、41号、42号について、ご説明いたします。

先日、2番委員、2番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思いますので皆様のご審議よろしくお願いいたします。47号については、土地改良はされているんですけど石垣で境界がハッキリして何の問題も無いと思います。現況といたしましては、サトウキビが植えられています。あと41号、42号は、土地改良されていて何の問題も無いと思います。あと現況は、キビを植え付けられています。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

2 番 農地法第3条許可申請47、41、42号、只今、8番委員のご説明のとおりでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、受付番号47、41、42号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号47、41、42号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号47、41、42号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号43号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6 番 農地法第3条許可申請について、43号について、ご説明申し上げます。先般、担当委員とですね。調査しました結果、面積について、1,289㎡とされているんですけど、現状はですね。少し大きいです。昔の畑だからいろいろあるでしょうけど、倍くらいあるんじゃないかと思います。この件については、問題は無いんじゃないかと思いますが、面積については調査した結果、そのような状態です。そして、今、牧草が植えられていますね。この農地は他の人が借りているみたいです。植えられた訳ですから、元に戻して周り重機等入れてですね。ジャガイモを植えるという予定らしいです。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号43号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号43号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号43号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号49号について、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたし

ます。

9 番 農地法3条許可申請49号について、説明いたします。先日、7番委員と調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様のご審議よろしくお願ひします。現状といたしましては、サトウキビが植え付けてあります。よろしくお願ひします。

7 番 農地法3条許可申請第49号については、只今、9番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号49号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号49号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号49号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号50号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひいたします。

7 番 農地法3条許可申請50号について、ご説明いたします。先日、9番委員、4番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願ひします。なお、現状は、2畝無いところで現在、更地の状態になっております。

9 番 農地法第3条許可申請50号については、7番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号50号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号50号について、原案のとおり、

決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号50号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号51号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 受付番号51号について、ご説明いたします。先日、13番委員、6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思われますので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現状といたしましては、長年、荒れてたということで重機をいれて草や木々をなぎ倒してある状況でした。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

13番 第51号につきましては、只今、5番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号51号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号51号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号51号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号40号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番 40号について、ご説明いたします。先日、13番委員、6番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおりでございます。現状といたしましては、ハウスが建っている状態でございます。以上です。

13番 第40号につきましては、只今、4番委員のご説明のとおりでございます。皆

様方のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号40号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号40号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号40号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号39、44、45、46号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地法3条許可申請39、44、45、46号について、ご説明いたします。
先日、10番委員、5番推進委員と共に調査いたしました。申請書のとおりであり、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。39号ですが、現況といたしましては、牧草です。ここはバレイショを予定しているそうです。44号につきましては牧草。45号につきましては7反の畑が一枚畑になっていまして、その内の半分の申請となっています。残りはまだ申請していく予定となっています。現況としましては、牧草地です。46号につきましては、現況は耕運済みで牧草を予定しているそうです。以上になります。

10番 只今、12番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号39、44、45、46号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号39、44、45、46号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、39、44、45、46号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第2議案第1号「農地法第3条許可申請について」を終了します。
次に日程第3議案第2号「現況証明願いについて」を議題に供します。事務局
より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案2件です。議案第2号、受付番号5号
から6号については、お手元の資料のとおりで、受付番号6号が畑から宅地への
地目変更、5号が畑から雑種地への地目変更になります。以上で議案の朗読及び
説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号6号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説
明をお願いいたします。

14番 現況証明願い6号について、ご説明いたします。申請書のとおりで問題無いか
と思われま。現状としては、以前から家が建っている状況で。皆様へ現況証明
のお願いということです。よろしくお。願。い。し。ま。す。

1番 現況証明願い6号につきましては、只今、14番委員のご説明のとおりでござ
いますので皆様方のご審議をよろしくお。願。い。し。ま。す。

議 長 それでは、受付番号6号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませ
んか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号6号について原案のとおり決定
することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号6号については申請書のとおり決定いたしました。
次に受付番号5号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお
願。い。し。ま。す。

12番 現況証明願い5号につきまして、説明いたします。先日、10番委員と5番推進委員と共に調査してきました。現況としましては、荒れている状況であります。

申請人の牛舎と自宅の間の畑になるんですが、その一部は木々に覆われて雑草があり荒れている状況なので雑種地への地目変更になります。皆様方のご審議よろしく願いいたします。

10番 12番委員の説明のとおりです。皆様の審議よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。それでは、受付番号5号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号5号は原案のとおり決定いたしました。それでは、これで日程第3議案第2号「現況証明願いについて」を終了します。次に日程第4議案第3号「農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成については、1議案4件です。議案第3号、受付番号8号から11号については、お手元の資料のとおりで牛舎建設になります。11号につきましては、昨年からの問題になってました違反転用の案件なんです、県や大島支庁、経済課、耕地課、農業委員会の方で協議をし、分筆をしていただきまして、さらに始末書の方を現所有者と担い手になる、該当する娘さんの連名で始末書を書いていただいて3課に提出をしていただいた上で今回、申請書の方を提出していただいたような形になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号8号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

6番 8号について、説明いたします。先般ですね。担当委員と一緒に調査しました。

現状については、周りに民家も無く牛舎建設には適しているんじゃないかなと思います。現状、荒廃地、畑の一角ですけど、あとで重機等入れて整地しないと造れないということですね。整地をされます。問題は無いんじゃないかと思います。以上です。ご審議をよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、受付番号8号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、受付番号8号について、採決いたします。受付番号8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号8号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

それでは、受付番号9号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 9号について、説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無く申請書のとおりでございますので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。現状は、ローズ畑で回りが木に囲まれて境界もハッキリしているのです大丈夫だと思います。

4 番 只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。受付番号9号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号9号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

次に受付番号10号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

13番 農用地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、第10号について、ご説明いたします。先日、5番委員と6番推進委員と共に調査いたしました。現況は、横に牛舎が建っていて横に造られるということで申請がありましたので皆様方のご審議をよろしくをお願いいたします。

5番 10号につきましては、只今、13番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、受付番号10号につきまして、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号10号は許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。

次に受付番号11号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

12番 農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成について、11号について、ご説明いたします。先日、10番委員、5番推進委員と共に調査いたしました。先程、事務局からもありましたが、農業委員としても土地改良区であろうが何であろうが畑に何か建築を予定している場合は、必ず申請を行うということに注意してきました。やっぱり、周りから見れば土地改良区であるにも関わらず牛舎を建てて良いのかということになりますので、これからもこういった場合に必ず申請する

よう注意したいと思います。

10番 11号について、12番委員の説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願
いします。

議長 ありがとうございます。それでは、受付番号11号について、質疑に入ります
が、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号11号について、原案のとおり
決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、許可相当ということで意見書を送付いたしたいと思います。
これで日程第4議案第3号「農地利用計画の変更申請に係る意見書の作成につ
いて」を終了いたします。
これで議案の方は、終了いたします。
それでは、その他に入りますが、何かございませんか。
無いですか。それでは、これで総会を終了いたします。
どうもお疲れ様でした。